



うめ

阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 眞二

〒567-0827
茨木市稲葉町5-14
TEL 072(634)4331(代)
FAX 072(632)1828

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

国 税 / 令和2年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税 / 贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税 / 1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月1日

国 税 / 6月決算法人の中間申告

3月1日

国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合)

3月1日

国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

3月1日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

ワン
ポイント

インボイス制度特設サイト 国税庁がHP上で開設している、消費税の仕入税額控除の方式として導入される「インボイス制度」の情報サイト。制度のQ&A、関係通達、申請手続、概要の動画説明などが掲載されていて随時、更新されます。制度導入は令和5年10月1日ですが、インボイスの発行事業者の登録申請は今年10月1日から開始されます。

令和二年分の確定申告ポイント



今年も所得税の確定申告時期を迎えました。還付申告は、すでに一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。

以下、令和二年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

(1) 確定申告が必要な人(主な例)

- ① 個人で事業を行っており納税額がある
- ② 不動産収入があり納税額がある
- ③ 給与が年間二千万円を超える
- ④ 二か所以上から給与をもらっている
- ⑤ 同族会社の役員等で、その

会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている

(2) 令和二年中に土地等の譲渡があった

⑦ 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

(3) 所得税の還付を受けられる人(主な例)

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除を受ける人

2 令和二年分の主な留意点

(1) 基礎控除の見直し

基礎控除額については、合計所得金額が二、四〇〇万円以下の者の控除額が四八万円に引き上げられた一方、二、四〇〇万円超は三二万円、二、四五〇万円超は一六万円となり、一、一五〇〇万円を超えると基礎控除額は〇円となります。

(2) 扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を四八万円以下の者とするともに、源泉控除対象配偶者は九五万円以下、配偶者特別控除の対象とな

る配偶者は四八万円超一三三万円以下、勤労学生は七五万円以下に引き上げられています。

(3) ひとり親控除の創設等

① 寡婦控除が見直され、現に婚姻していない者のうち、次の要件を満たすものである場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から三五万円が控除されます。

・その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が四八万円以下の者)を有する

・合計所得金額が五〇〇万円以下である

・事実上婚姻関係と同様の状況にない(住民票に未届の妻又は未届の夫である旨の記載がない)

(2) 寡婦控除の対象は、合計所得金額が五〇〇万円以下で、夫と離婚した後婚姻をせず扶養親族がいる人、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者とされました。

また寡婦控除の特例は廃止されました。

(4) 青色申告特別控除の見直し

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が一〇万円引き下げられ五五万円となる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者で、次の要件のいずれかを満たす場合は、引き続き控除額が六五万円とされました。

① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法に定める「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること

② その年分の所得税確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等を提出期限までにe-Taxを使用して行うこと

なお、一〇万円の青色申告特別控除を受けるための要件は、変更ありません。

(5) 給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律一〇万円引き下げられるとともに、給与収入が八五〇万円を超える

と、一九五万円が上限となります。

表1 所得税額速算表(令和2年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				課税所得	税率
	1,950,000円	5%	0円	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$	一律	10%
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	$((A) \times 10\% - 97,500) \times 102.1\%$		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	$((A) \times 20\% - 427,500) \times 102.1\%$		
6,950,000	9,000,000	23	636,000	$((A) \times 23\% - 636,000) \times 102.1\%$		
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	$((A) \times 33\% - 1,536,000) \times 102.1\%$		
18,000,000	40,000,000	40	2,796,000	$((A) \times 40\% - 2,796,000) \times 102.1\%$		
40,000,000	—	45	4,796,000	$((A) \times 45\% - 4,796,000) \times 102.1\%$		

表2 確定申告書チェック表

(令和2年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費 (※セルフメディケーション 税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。 ※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)。
		医療費控除の明細書等の添付がされていますか。
	寄附金	領収書、証明書等の添付等がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成10.1.2~平成14.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦控除	いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額500万円以下の者(夫と死別の場合は扶養親族要件なし、夫と離婚の場合は扶養親族要件あり)が対象です。
	ひとり親控除	対象となる要件を満たしていますか(右ページ参照)。
税額から差し引かれる金額	配偶者控除 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除額は、最高38万円です(老人控除対象配偶者の配偶者控除は最高48万円)。
	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
住宅ローン控除	申告書の住宅借入金等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。	
	添付書類の不足はないですか。 (1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」	
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

新型コロナウイルス関連の 医療費控除適用

医療費控除の対象となる医療費は、①医師等による診療や治療のために支払った費用、②治療や療養に必要な医薬品の購入費用などとされています。新型コロナウイルス感染症に係る支出についての取扱いは、次のとおりとなります。

(1) マスク購入費用

感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は上記の①及び②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

(2) PCR検査費用

① 医師等の判断でPCR検査を受けた場合
新型コロナウイルス感染症の疑いがあるなど医師等の判断により受けたPCR検査の費用は、医療費控除の対象となります(自己負担分に限ります。)

② 自己の判断でPCR検査を受けた場合

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査は、医療費控除の対象となりません。ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は治療に先立って行われる診療と同様と考え、医療費控除の対象となります。

(3) オンライン診療に係る諸経費

① オンライン診療料及びオンラインシステム利用料

医師等による診療や治療のために支払った費用は、医療費控除の対象となります。また、オンラインシステム利用料は、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

② 処方された医薬品の購入費用

治療等に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。

③ 処方された医薬品の配送料

治療等に必要な医薬品の購入費用に該当せず、医療費控除の対象となりません。

棚卸資産の取得価額 少額の付随費用の取扱い

購入した棚卸資産の取得価額には、その購入代価のほか、これを消費し又は販売の用に供するために直接要した全ての費用の額が含まれますが、次に掲げる費用の額の合計額が少額である場合には、取得価額に算入しないことができます。

- ① 買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- ② 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- ③ 特別の時期に販売するなどのため、長期にわたって保管するために要した費用の額(棚卸資産の保管費用でこれ以外のものは、取得価額に算入しないことができます)

なお、少額とは、その棚卸資産の購入代価のおおむね3%以内の金額とされ、事業年度ごとに、かつ、種類等(種類、品質及び型の別)を同じくする棚卸資産ごとに判定することができます。

告別式を二回に分けて行った場合の葬式費用

相続税の計算において、被相続人に係る葬式費用については、原則として相続税の課税価格から控除できますが、被相続人の住所と出身地が離れている場合など参列者の便宜を図るなどの理由で、告別式を二回に分けて行った場合の葬式費用の取扱いはどうなるのでしょうか。

告別式を二回行った場合でも、その告別式が、納骨前(死後間もなく)に行われていたり、その内容が一回目の告別式と同様の一般的な方式による告別式である場合には、死者の追善供養のために営まれる法会(初七日、四十九日、一周忌などの法事)ではなく、死者を葬るために行われた儀式であると考えられ、二回目の葬式費用も相続税の課税価格から控除することができます。